

朝霞市条例第21号

朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例

朝霞市介護保険条例（平成12年朝霞市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「26,600円」を「28,200円」に改め、同項第2号中「44,400円」を「47,100円」に改め、同項第3号中「47,800円」を「51,400円」に改め、同項第4号中「58,100円」を「66,800円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「78,600円」に改め、同項第6号中「78,600円」を「90,300円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「85,500円」を「94,300円」に改め、同号ア中「125万円以上200万円」を「120万円以上180万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「102,600円」を「102,100円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「180万円以上210万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「112,800円」を「110,000円」に改め、同号ア中「300万円以上400万円」を「210万円以上270万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「126,500円」を「117,900円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「270万円以上320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「136,800円」を「133,600円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円」を「320万円以上420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「147,000円」を「149,300円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」を加え、同項第13号中「160,700円」を「259,300円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第12号

の次に次の5号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 165,000円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 180,700円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 188,600円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 212,200円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 235,800円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「12,900円」を「14,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「12,900円」を「14,900円」に、「27,300円」を「31,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「12,900円」を「14,900円」に、「44,400円」を「51,000円」に改める。

第5条第3項中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に、「第12号まで」を「第17号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝霞市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。